

財務省告示第六号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成十九年十二月十一日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年一月十一日
 財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記
 号
 利付国庫債券（物価連動・十年）
 （第十四回）
 二 発行の根拠
 法律及びその
 法律第十四号）第四条第一項及び平成
 十九年度における財政運営のた
 めの公債の発行の特例等に関する
 法律（平成十九年法律第二十
 五号）第二条第一項並びに特別
 会計に関する法律（平成十九年
 法律第二十三号）第四十六条第
 一項、第四十七条及び附則第七
 十六条第一項
 三 振替法の適
 用等
 成十三年法律第七十五号。以下
 「振替法」という。の規定の適
 用を受けるものとし、その振替
 機関は日本銀行とする。
 利回りを競争に付して行われる
 入札（以下「利回り競争入札」と
 という。）による発行（以下「利
 回り競争入札発行」という。）及
 び利回り競争入札の募入の決定
 をした後に行われる入札であつ
 て、財務大臣が各国債市場特別
 参加者ごとに応募限度額を定め

四 発行方法

（以下「利回り競争入札」という。）及
 び利回り競争入札の募入の決定
 をした後に行われる入札であつ
 て、財務大臣が各国債市場特別
 参加者ごとに応募限度額を定め

五

募入決定の
方 法

イ

争利回り
入札競

ロ

国債市場
特別参加

者・第
非価格競

六

イ

発
争利回り
入札競

行争利
入札競

るものによる発行（以下「
市場特別参加者・第
争入札発行」という。）
非価格競

各申込みの範囲内において各
り当てる。各
各債市場特別参加者との
募限度額の範囲を割り当てる。
込み額の範囲を割り当てる。

額面金額で九百八十九
うに基づく財政第四十九
定に基づく財政第四十九
つ三十万五千円平成一
千三百五十万五千円平
おける財政運営のため
発行の特等に関する法第
条第一項の規定に基づき
た利付債に九千円の特
額で計一億九千六百十
別会計の関する法律第十
第一項の規定に基づき発
利付債の発行した額
で二千五百四十万九千
五百万円を發行した額
に基づく法律第九十條の
規定

十 三	十 二	十 一	十	九	八	口					七	口											
発 行 日 の 率	利 率	発 行 価 格	発 行 日	振 替 単 位	最 低 額 面 金	行 入 札 発 行	争 入 札 発 行	非 格 格 競 争	者 第 一 種	特 別 参 加	国 債 市 場	行 入 札 発 行	争 入 札 発 行	利 回 り 競 争	払 込 金 額	行 入 札 発 行	争 入 札 発 行	非 格 格 競 争	者 第 一 種	特 別 参 加	国 債 市 場		
監 査 財 政 監 の 監 査 × 1.0000	年 一 ・ 二 パ ー セ ン ト	十 一 銭	十 一 年 十 二 月 十 一 日	す の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	十 万 円	七 十 七 億 八 千 五 百 十 八 万 円				円 四 千 九 百 八 十 七 億 五 千 五 十 七 万			八 億 円				千 二 百 七 十 五 万 円	は 、 額 面 金 額 で 七 百 五 十 一 億 四	き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ い て	第 七 十 六 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ	億 三 千 八 百 六 十 万 円 、 同 法 附 則

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.000 \times \frac{1.2}{100}}{1} \times \frac{365}{1}$$

十六 初期利子

平成二十年六月十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十八号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{第十四号の規定により算出された支払期における想定元金額} \times \frac{1.2}{100}}{1} \times \frac{1}{2}$$

十七

第二期以後の利子

毎年六月十日及び十二月十日を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\frac{\text{第十四号の規定における想定元金額}}{1.2} \times \frac{1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十八

償還期限

平成二十九年十二月十日第十四号の規定により算出された償還期限における想定元金額

二十

元利金支

日本銀行

二十一

払入札参加者

財務大臣から通知を受けた者

二十二

払込期日

平成十九年十二月十一日